

栃木市墓園再整備基本計画 概要

計画策定の背景

長年進行してきた核家族化や都市部への人口集中などの結果、居住地にお墓を持たない家族も多く、墓地不足が危惧される中、本市においても市営墓地に空きがなく、空いた墓地を待つ市民が増加している。

また、墓地に対する考え方が変化しており、合葬墓など承継を必要としない墓地の需要がある。

このような状況を踏まえ、墓地を増設する必要性が生じたため、本計画を策定する。

計画の位置づけ

栃木市墓園再整備基本計画は、栃木市総合計画を上位計画とし整合性を図るとともに、令和2年に策定した「栃木市墓園整備及び管理運営方針」を踏まえた計画とする。

計画の期間

令和3（2021）年度から令和22（2040）年度までの20年間とする。

計画の内容

（1）既存墓園敷地再整備の優先（本編 P.19）

財政的負担及び整備期間を考慮し、既存墓園敷地活用を優先して検討した。その結果、栃木市聖地公園（栃木市皆川城内町）を整備地とする。

（2）合葬墓の整備（本編 P.15）

将来の墓地の管理に不安を抱いている方がいる状況を踏まえ、承継を必要としない墓地の需要が見込まれることから、合葬墓を整備する。規模としては市内の墓地からの改葬する方の需要も見込み 2,600 体とする。遺骨の収蔵については納骨袋に入れて埋蔵する間接共同埋葬とする。

（3）区画墓地の整備（本編 P.16）

墓地の空き待ちをしている方がいることから、区画墓地も整備をする。また、小規模の区画墓地を要望している方が多いことから、小規模区画墓地を含め 200 基整備する。

（4）合葬墓及び区画墓地の設置場所（本編 P.22）

管理棟が供用開始後約40年経過しており、建て替えの時期を迎えている。管理棟を駐車場に建設し、現在の管理棟の跡地に合葬墓を設置する。また、区画墓地については、緑地帯を利用し、整備を行っていく。

（5）納骨堂について（本編 P.16）

納骨堂は、焼骨を預かる設備であり、将来、再度費用負担が生じる可能性があることから、設置しないものとする。

